

2008年7月23日

労働ビッグバン第9回研究会

## 非正規労働問題と社会的労働運動

～全港湾運動の経験から～

伊藤彰信（全港湾書記長）

### I はじめに

#### 1 このごろ思うこと

- (1) 日雇派遣をなくしても日雇労働はなくなる。労働者派遣法が日雇労働者の権利を奪ったことが問題である。
- (2) 「労働者供給事業は禁止されている」という報道はあるが、「労働組合のおこなう労働者供給事業は認められている」という報道はない。

#### 2 私と全港湾

- (1) 1973年のオイルショック
- (2) 日雇港湾労働者との出会い（港湾労働法と就労保障闘争）
- (3) 1975年全港湾中央本部書記局員

### II 港湾労働法のたたかい

#### 1 港湾労働法制定のたたかい

- (1) イギリス港湾労働法に学ぶ
- (2) 日本の港湾労働者の状況（日雇6割、常用4割）
- (3) 港湾労働法制定に関する要望書を衆議院に提出（1951年）
- (4) バット撲殺事件（1956年）
- (5) 国際連帯行動（1961年）

#### 2 港湾労働法（6大港に適用）

- (1) 旧港湾労働法（1966年）
  - ① 職安に日雇港湾労働者を登録し、優先紹介する制度。

- ② 不就労時の雇用調整手当（国、事業主、労働者が財源負担）  
日雇失業保険よりは有利な制度、雇用促進事業団の業務
  - ③ 健康保険は日雇健康保険
  - ④ 労働大臣告示賃金（平均賃金の算定）
  - ⑤ 退職金共済制度（中小企業退職金共済制度を適用）
  - ⑥ 賃金（事業主団体）、港湾労働者住宅（雇用促進事業団）、一時金、交通費（港湾管理者）などのたたかい
- (2) 新港湾労働法（1989年）  
港湾労働者雇用安定センターに雇用された常用労働者を港湾運送事業者に派遣する制度
- (3) 新港湾労働法の改正（2000年）  
港湾運送事業者間で自ら雇用する常用港湾労働者を派遣する制度

### 3 港湾労働者の登録と所得保障

- (1) イギリスT&Gのたたかい
- ① 登録制度の発祥はリバプール（1912年）
  - ② 港湾労働法（1946年）
- (2) ILO
- ① 港湾労働者の雇用恒常化決議（1949年）
  - ② 港湾労働条約（第137号）（1972年）  
港湾労働者が、新しい荷役方法の導入がもたらす利益の配分にあずかるべきである
- (3) アメリカILWUのたたかい
- ① ハイアリング・ホールの労働組合支配権の確立（1934年）
  - ② 機械化近代化協定（1960年）
  - ③ 賃金保障（1970年） 取扱貨物量から抛出金徴収

## III 雇用政策と日雇労働者

### 1 日雇労働者をどう捉えるか

- (1) 不安定雇用というよりは断続雇用
- (2) 失業労働者対策とも異なる
- (3) 日雇労働対策
- (4) 雇用責任（登録責任）の追及

## 2 雇用政策の変遷

- (1) 1960年
  - ① 産業構造の転換（石炭から石油へ）
  - ② 雇用促進事業団 雇用促進住宅
- (2) 失業保険から雇用保険へ（1975年）
  - ① 失業保険か失業手当か
  - ② 雇用調整助成金 日本型雇用を維持するための失業者を企業内で抱える
- (3) 1990年代の雇用保険法
  - ① 職業訓練を重視して産業間移動を可能にする
  - ② その後、給付額の減額、給付期間の短縮

## 3 日雇健保共闘

- (1) 全日自労、全建総連、全林野・全山労、全競労、全港湾、自運労など
- (2) 全日自労は、失業対策事業の廃止から、中高年雇用福祉事業団、日本労働者協同組合連合会へ
- (3) 全建総連は、建設国保をテコに組織拡大へ
- (4) 労働者供給事業を行っていた労働組合は、労供労組協へ

## IV 労働者供給事業と労働者派遣事業

### 1 全港湾と労働者供給事業

- (1) 労働者供給事業許可獲得方針（1952年）
- (2) 多くの港で労働者供給事業をおこなう

### 2 労働者派遣法反対闘争

- (1) 労働力需給システム研究会（1978～79年）  
労働者派遣事業制度の創設、労働者供給事業の廃止
- (2) 中央職業安定審議会労働者派遣事業問題調査会（1980年）  
1984年2月に報告書
- (3) 労働者派遣法成立（1985年）
- (4) 労働者派遣法施行（1986年7月）

### 3 労供労組協（労働者供給事業関連労働組合協議会）の運動

- (1) 1984年2月結成
- (2) 労働者派遣法制定反対闘争
- (3) 労働者派遣法成立以降のたたかい
  - ① 労働者供給事業の普及、労働市場への統制力の獲得
  - ② 労働者供給事業の事業主性の獲得
  - ③ 派遣労働者の組織化（スタッフユニオン）、労働相談
  - ④ 登録型派遣労働者への社会労働保険の適用  
日雇雇用保険を嫌がる派遣労働者  
労働時間にもとづく保険制度の確立要求
- (4) ILOとの関係
  - ① 労働者派遣法は有料職業紹介条約（第96号）違反すると提訴
  - ② 契約労働条約案（1997年）から「雇用関係の範囲に関する勧告」（第197号）（2006年）への議論を注視、今後、請負労働が問題に
  - ③ 民間職業仲介事業所条約（第181号）（1997年）
  - ④ 「協同組合の促進に関する勧告」（2002年）
- (5) 供給・派遣制度の獲得（1999年）
- (6) 労働者事業体の設立（2000年）  
企業組合スタッフフォーラムの設立、グッドウィル労働者の受け皿に

## V 社会的労働運動

### 1 ビジネスユニオニズムと社会的労働運動

- (1) 組合員の利益を求める労働運動から労働者・勤労国民の利益を求める労働運動
- (2) 社会的有用な生産・サービス

### 2 社会的労働運動から見た日本労働運動の問題点

- (1) 健康保険の本人1割負担に賛成（1984年）
- (2) 労働者派遣法制定を推進
- (3) アスベスト規制への妨害（労災職業病と公害の捉え方）
- (4) 労災企業上積補償
- (5) 大企業の福利厚生、職業訓練制度が、中小労働者、非正規労働者の制度づくりを妨害してきた。（cf アメリカ労働運動の医療保険、年金など産別制度による組織化）

### 3 非正規労働者と社会制度闘争

- (1) 雇用保険、労災保険、健康保険、年金、福利厚生、職業訓練、住宅、などの政策の見直し
  - ① 労働法体系を使用者の義務から労働者の権利へ
  - ② 労災保険と健康保険の統合、年金制度の統合
- (2) 労働者事業（金融、共済、福祉、協同労働など）の見直し
- (3) 非正規労働者の政策推進運動とネットワークづくり

以 上